

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた 社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

長与町の令和5年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、下記のとおりです。

(歳入)

- ・ 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 560,728 千円

(歳出)

- ・ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 3,557,195 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位：千円)

	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,088,229	784,544	0	0	96,207	207,478
	児童福祉事業	1,023,156	712,656	0	1,690	97,831	210,979
	母子福祉事業	17,014	8,507	0	0	2,695	5,812
	高齢者福祉事業	27,637	1,685	0	4,955	6,652	14,345
	小計	2,156,036	1,507,392	0	6,645	203,385	438,614
社会保険	国民健康保険事業	192,800	144,600	0	0	15,270	32,930
	介護保険事業	403,467	21,965	0	0	120,860	260,642
	後期高齢者医療事業	557,693	78,079	0	0	151,941	327,673
	小計	1,153,960	244,644	0	0	288,071	621,245
保健衛生	医療提供体制確保事業	10,739	0	0	2,054	2,751	5,934
	疾病予防対策事業	124,390	0	0	0	39,407	84,983
	母子保健事業	57,531	26,277	0	206	9,836	21,212
	健康増進事業	54,539	0	0	0	17,278	37,261
	小計	247,199	26,277	0	2,260	69,272	149,390
合計		3,557,195	1,778,313	0	8,905	560,728	1,209,249